

26 戦国時代

戦国大名

みずから力で 領国 をつくり上げ、独自の支配をおこなう地方権力が **戦国大名** である。
1493 年 **※ 明応** の政変は、10 代将軍足利義植が管領 細川政元 により将軍の座をおわられた事件。

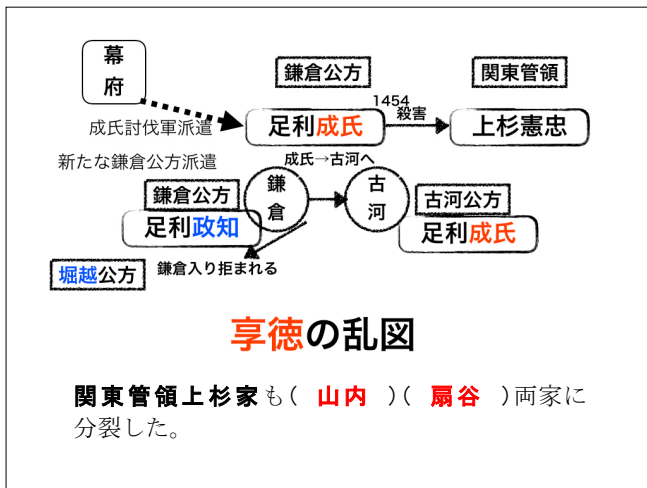
11 代将軍足利義澄を擁立した細川政元の没後、管領細川家では家臣の 三好長慶 が実権を奪った。

1454 **※ 享徳** の乱以降 → 戦国時代となる。

鎌倉公方分裂

鎌倉公方：足利成氏

- ① 堀越公方 滅亡 (伊豆国)
- ② 古河公方 滅亡 (下総国)



両上杉氏の半目

扇谷上杉氏の重鎮であった **太田道灌** の名声に警戒した主君の扇谷氏が太田道灌を謀殺。

家臣の間に動揺が走ると、敵対する山内氏はチャンスと見て攻撃しかける。20 年続く戦乱に両上杉氏が疲弊したところに **北条早雲** 登場！

NOTE 守護大名と戦国大名の違い

... 守護は幕府から与えられた権限などを根拠に任国を支配 ... していたが、戦国大名は 幕府から独立して地域支配の最高権力をふるい ...、独自に分国法を定めて統治の規範を示した。

北条氏

15 世紀末から京都から下ってきた **北条早雲** は、堀越公方 (政知の子茶々丸) を滅ぼし、伊豆に続いて相模を奪い → **小田原** を根拠に勢力を伸ばす。孫 **氏康** は古河公方を討った。

上杉【長尾】・武田・大内・陶

| 国名 | 大名 | 城下町 | 内容・出自 |
|----|-----------------------------|------------|--|
| 越後 | 上杉氏 | 春日山 | <u>国人</u> 長尾景虎が上杉氏の家督を継承 |
| 甲斐 | 武田氏 守護清和源氏 の名門 | | ※ 川中島 の戦い 武田氏 VS 上杉氏 風林火山 |
| 駿河 | 今川氏 | 府中 | 守護出身 |

| | | | |
|----------|------------|-----------|---|
| 遠江 三河 | | | |
| 周防 | 大内氏 | 山口 | ① <u>守護</u> 出身 ② <u>陶晴賢</u> による 下剋上 ③ <u>毛利元就</u> による 下剋上 |

毛利

| | | | |
|----|------------|--|-----------------------------|
| 安芸 | 毛利氏 | | ① <u>国人</u> 出身 ② 中国地方を制覇 |
|----|------------|--|-----------------------------|

島津・大友・長宗我部

| | | | |
|----|-------------|------------|---------------------|
| 南部 | 島津氏 | 鹿儿島 | ① 元鎌倉幕府の御家人 |
| 豊後 | 大友氏 | | 守護 |
| 土佐 | 長宗我部 | | <u>国人</u> 出身、地侍を組織化 |

九州では、南部の島津氏と北部の大友氏が対抗していた。このことが、後の豊臣秀吉の **惣無事令** 違反を名目とした九州平定的前提となっている。『 **長宗我部氏掟書** 』が出た。

指出検地 ... 土地の面積・年貢高などを自己申告させる検地これにより、戦国大名は農民と土地に対する直接支配を強化していった。

貫高制 ... 家臣は貫高制によって、軍役を負担した。つまり、自分がもらっている給料の分だけ働いたわけで give & take の関係だった

国人・地侍

国人とは、鎌倉期からの 地頭・荘官層に由来する者が多く、他国からきた守護やその家臣に対して 国に住み着いている者という意味で国人 と呼んだ。

地侍 は、農業を営む地主で 惣村の武装した指導者。

戦国大名が地侍を掌握して 指出検地 を行ない、村落を単位に、これまでの公領・荘園にとられない支配を目指した ... ことへの理解が問われる問題も多い。

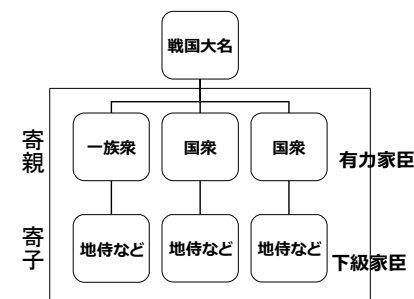
寄親・寄子制

大名は家臣となった 地侍 らを有力家臣に預ける形で組織化した。これを 寄親・寄子 という。

分国法

領国支配の基本法として 分国法 を制定する戦国大名もいた。

『 **塵芥集** 』は陸奥伊達氏の分国法
『 **喧嘩の事、是非に及ばず成敗を加ふべし** 』という規定を一般に **喧嘩両成敗法** という。喧嘩両成敗法は **私闘** によってその解決をはかることを禁じたものである。



Pain is inevitable Suffering is optional

もあり大名などと主従関係を結んで侍身分を獲得したもの)
合戦のときは軍奉行が寄親に命令し、その家臣の寄子に伝わる。寄親寄子制という。
鎌倉時代、惣領と庶子が血縁関係で結ばれていたときは結束が強かった。それを真似て
他人同士の主従関係に応用したもの。ヤクザの親分=子分関係と同じ。

分国法 『塵芥集』

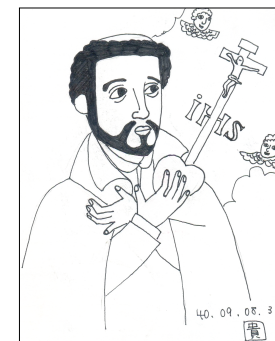
一、百姓、地頭の年貢所当相つとめず、他領へ罷り去る事、
盗人の罪科ハたるへし。

中部地方

16世紀半ばには、越後



曾13代 **義輝** 存在薄し。
名ばかりの将軍、幕府の実権は管領細川氏→細川氏家臣 **三好長慶** →三好氏家臣 **松永久秀** と移り、義輝は松永久秀により 1565 年自害に追い込まれる。
1547 大内義隆・遣明船を派遣する（最後の遣明船）
中国・北九州七カ国の守護をかねて、勘合貿易を独占していたが 1551 年家臣の **陶晴賢** に殺される。下克上の極みなり。
1549 ・ **スペイン** 人のイエズス会宣教師 **フランシスコ=ザビエル** が **鹿児島** に上陸し、日本にキリスト教を伝える。
1551 * **陶晴賢** →主君大内義隆を殺害。勘合貿易断絶。
1555 * **毛利元就** →陶晴賢を安芸厳島の戦いで破り、周防・安芸の支配権を得る。この後、毛利元就は 1557 大内氏、次いで出雲の **尼子氏** を破り、中国地方を代表する戦国大名となる。



自由都市の発達

①城下町…戦国大名の居城を
①京都…もと政治都市
一方、城郭を中心に**城下町**を建設した。そこには、家臣や商工業者が住み、政治・経済・文化の中心となった。そして、商業取引を円滑にするため、関所を廃止して国内の道路網

2 分国支配のしくみ=家臣団の統制方法

ア **裁判権** の掌握

イ **軍事指揮権** の掌握

(a)私的婚姻や私的同盟の禁止…今川仮名目録

『今川仮名目録』

一、**駿遠** (=駿河・遠江) 両国の輩、或わたくしとして他国より嫁を取、
或婿に取、娘をつかハす事、自今以後之を停止し **畢ぬ**。

(b) **喧嘩両成敗** …甲州法度之次第

分国内の平和を確保+紛争解決を戦国大名の裁判にゆだねさせようとした。

→私的に武力を行使した者を、理由を問わず双方とも処罰することをいいます。中世の社会には、喧嘩（私闘や決闘）を「自力で解決してよい」という、自力救済の観念が流れていたが、喧嘩両成敗法はそれを否定する性格をもっていた。

『今川仮名目録』
一、**駿遠** 両国の輩、或わたくしとして他国より嫁を取、或婿に取、娘をつかハす事、自今以後之を停止し **畢ぬ**。

一 朝倉が館之外、国内 **城郭** を為 **構内** ましく候。
惣別分限あらん者、**一乗谷** へ引越、郷村には代官計可被置事。
(朝倉孝景条々)

、喧嘩の事、是非に及ばず成敗を加ふべし。
但し、取り懸ると雖も、堪忍せしむるの輩に於ては、罪科に処すべからず。
(甲州法度之次第)

侍(村落指導者で

家臣の城下町集住…目的→常備軍の編成、家臣を監視下に置く

寄親・寄子制 …戦国大名は、家臣らの城下町集住政策を進めると同時に、家臣団に組み入れた多数の地

の整備を行ない、特権的な座や市場の独占を廃止して、自由な商業を保障した。

有名な城下町は、北条氏の小田原、今川氏の府中（現在の静岡市〔旧市側〕）、朝倉氏の一乗谷（現在の福井市）、島津氏の鹿児島、大友氏の府内（現在の大分市）などである。

門前町

寺社参詣の門前市から発達した。伊勢神宮の宇治山田、信濃・善光寺の長野、延暦寺・近江の坂本が著名。

寺内町

一向宗の寺院や道場を中心に発達した。大阪の石山本願寺、加賀の金沢、河内の富田林。

港町

論点1 守護（守護大名）とどのように異なるか

守護は幕府から与えられた権限や荘園・公領の組織をよりどころに支配権を形成したのに対し、戦国大名は幕府から独立して実力で支配を形成しており、地域支配の最高権力を掌握した。